# 文教福祉常任委員会 会議録

令和6年6月11日(火)午前10時30分~ 小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

## 文教福祉常任委員会

令和6年6月11日(火)午前10時30分~

- 議会委員会室 1. 開会
- 2. 委員長あいさつ
- 3. 執行部あいさつ
- 4. 議事
  - ① 議案第48号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算(第2号)
  - ② 議案第50号 工事請負契約の締結について
  - ③ 議案第50号 工事請負契約の締結について
  - ④ 議案第54号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

5. その他

6. 閉会

### 出席委員(7名)

 2番
 宮内男二
 4番
 内田和彦
 君

 9番
 島田清一郎
 君(副委員長)
 10番
 鈴木俊
 一君

 12番
 石井
 旭君(委員長)
 13番
 谷仲和雄
 君

 17番
 大槻良明君
 14番
 長島幸男君(議長)

### 欠席委員(なし)

### 付託案件説明のため出席した者

市長	島田幸三	君	教 育 長	羽	鳥	文 雄	君
保健衛生部長	大 原 光 浩	君	福 祉 部 長	佐	々	木 浩	君
教 育 部 長	植田賢一	君	教育委員会理 事	狩	谷	秀一	君
医療保険課長	石 井 博	君	健康増進課長	太	田	由美江	君
社会福祉課長	長 沼 光 子	君	介護福祉課長	小	JII	和 夫	君
地域包括支援 センター長	酒 井 美 智 子	君	こども課長	高	根	睪 博 已	君
こども家庭 センター長	尾 形 健	君	教育指導課長	吉	田	桂 子	君
教育企画課長	田 山 智	君	生涯学習課長	大	山	伸一	君
スポーツ推進課長	比 気 龍 司	君	文化芸術課長	片	岡	理一	君

### 議会事務局職員出席者

書 記 井坂 義久

### 午前10時30分 開会

### ◎開会の宣告

○副委員長(島田 清一郎君) おはようございます。

ただいまより文教福祉常任委員会を開会いたします。

最初に、委員長挨拶、石井委員長お願いいたします。

○委員長(石井 旭君) 皆さん改めて、おはようございます。

委員の皆様、職員の皆様、朝早くから現地調査ということで、ありがとうございました。 ご苦労様でございました。

5月に温泉ことぶきの方も、おかげさまで100万人来場者突破したということで、大変うれしい限りであります。

新たに整備されたことにより、今後の来場者が増えることを願っているところでございます。

本日の付託案件は4件ございますが、慎重にご審議をいただきますようお願いいたしまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○副委員長(島田 清一郎君) ありがとうございました。

つづきまして、執行部挨拶、島田市長お願いいたします。

○市長(島田 幸三君) 改めて、おはようございます。

午前中の温泉ことぶきの視察ということでご苦労様でした。

ただいま委員長からのお話がありました通り、5月7日に100万人を超え、大変賑わっているということで、さらに、この賑わいを広めたく、まだ構想段階ですが、近くに上吉影小学校がありますが、そこと何かリンクさせて拠点づくりをしたいと思っているところです。

詳細が分かりましたら、説明はさせていただき、皆さんに報告したいと思っております。

また、今日は傘の日ということで、通常ですと6月11日が入梅ということで、1989年から入梅にあたるこの日を傘の日として制定されました。

しかし、この通り素晴らしい天気が続きあと1週間ぐらいは、入梅は来ないのかなと感じております。

本日の委員会、ただいま委員長から話がございました通り、慎重なるご審議をいただきま すようよろしくお願いしたいと思います。 簡単ですが、あいさつに代えさせていただきます。

○副委員長(島田 清一郎君) ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。議事進行は委員長にお願いいたします。

○委員長(石井 旭君) それでは、議事に入る前に、本日、福島議員、真家議員、山崎議員、 鬼田議員が傍聴いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまの出席委員は7名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は、4月の人事異動後、執行部が全員揃う委員会となりますので、自己紹介をお願い します。

始めに執行部お願いします。

執行部あいさつ 委員あいさつ

○委員長(石井 旭君) どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題は、6月7日に付託された議案審査付託表のとおりであります。関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されておりまので、準備のほうはよろしいでしょうか。

当委員会の議事の進め方でございますが、質疑の方法は一問一答方式とし、一人の方が全 て終了するまで質疑を続けることとします。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられま すよう、よろしくお願いをいたします。

また、執行部においても、マスクを外し、明快な答弁をお願いいたします。なお、執行部が即時に答弁し難い質疑があった場合は当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質問をお願いをいたします。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することといたします。各委員におかれましては、よろしくご協力のほどお願いいたします。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら、 必ず電源をお切りいただきますようお願いをいたします。

それでは、これから付託案件の審査に入ります。

議案第48号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算(第2号)について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

田山教育企画課長。

○教育企画課長(田山 智君) 教育企画課田山です。よろしくお願いします。

議案第48号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。

4ページ、第2表、継続費となります。「羽鳥小学校校舎増築工事」について、令和6年度及び令和7年度の2ケ年の継続費を設定するものです。

当初予算の段階では、国道355号線、体育館付近に、単年度で校舎増築工事を予定しておりましたが、「羽鳥小学校長寿命化に係る説明会及びワークショップ」において、現在の仮設校舎の位置との意見が多くあったことなどから、計画を見直し、400㎡程度の増築から1,073㎡と面積を増やすこととしております。

また、現在の仮設校舎、286㎡は解体となります。

2 カ年継続費、総額: 6 億147万9,000円、校舎増築工事費及び工事監理委託費となります。

令和6年度:1億8千444,000円、令和7年度:4億2千1,035,000円、年割額は、国の 基準により、30%と70%となっております。

継続費の説明は以上となります。続いて、歳入補正の説明となります。

- 〇委員長(石井 旭君) 長沼社会福祉課長
- ○社会福祉課長(長沼 光子君) 補正予算の説明におきまして、時間短縮の観点から、説明の簡素化を図るため、歳入及び歳出の款、項、目の読み上げを省略させていただき、説明欄の説明のみとさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

8ページをお願いいたします。はじめに社会福祉課所管の歳入でございます。 2 段目をご覧ください。

説明欄 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、1億939万9,000円の補正増をお願いするものでございます。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、令和5年度から令和6年度にかけて、課税世帯から非課税世帯になった世帯、所得割課税世帯から均等割のみ課税世帯になった世帯に対する補助金でございます。

以上です。

- 〇委員長(石井 旭君) 太田健康増進課長。
- 〇健康増進課長(太田 由美江君) その下、健康増進課所管の歳入でございます。 説明欄 感染症予防等補助金で4万4,000円の補正増をお願いするものです。 理由につきましては、歳出予算の中で説明させていただきます。 以上です。
- 〇委員長(石井 旭君) 田山教育企画課長。
- ○教育企画課長(田山 智君) はい。説明欄・公立学校施設整備費補助金、128万7,000円を 増額補正するものです。

羽鳥小学校の公立学校施設整備費補助金の事業費変更に伴う国庫補助金額の変更となります。

- 〇委員長(石井 旭君) 比気スポーツ推進課長。
- Oスポーツ推進課長(比気 龍司君) はい。続きまして、スポーツ推進課所管となります。 次の段の 17款 県支出金 3項 委託金、5目 教育費委託金、1節 教育費委託金、説 明欄 地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金 281万1,000円 の補正増をお願いす るものでございます。

昨年度から取り組んでおります、部活動の地域移行に向けた国の実証事業の委託金となります。

内容につきましては、歳出でご説明いたします。 以上でございます。

- 〇委員長(石井 旭君) 吉田教育指導課長。
- **〇教育指導課長(吉田 桂子君)** はい。続きまして、説明欄学校教育に対する指定寄附金で1 00万円の補正増でございます。

内容は、匿名で個人の方から、学校教育に活用してほしいと100万円の寄附があったため、 補正計上するものでございます。

以上です。

- 〇委員長(石井 旭君) 大山生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(大山 伸一君)** はい。続きまして、説明の欄 公共施設整備基金繰入金 7,6 80万円の補正減をお願いするものでございます。

7,680万円のうち680万円については、旧小川小学校解体工事において、国の都市構造再編

集中支援事業補助金の充当額の増額により、当初繰入金を減額するものです。

残りの7,000万円については、小川公民館の解体工事を次年度に見送ったことにより減額 をするものでございます。

次に、同じく、説明の欄 行政区集会施設管理基金繰入金 227万7,000円の増額補正つきましては、行政区集会施設整備費補助金に充当するため、基金より繰入れを行うものございます。

- 〇委員長(石井 旭君) 田山教育企画課長。
- ○教育企画課長(田山 智君) はい。説明の欄、一番下になります。

学校施設改修整備事業債、110万円の増額補正をお願いするものです。

羽鳥小学校校舎増築工事に伴う地方債補正予算の計上となります。

歳入補正の説明は以上です。

続いて、歳出補正の説明となります。

- 〇委員長(石井 旭君) 長沼社会福祉課長。
- ○社会福祉課長(長沼 光子君) はい。続きまして、歳出の説明に入ります。

9ページ、下の段になります。

説明欄13 価格高騰重点給付金事業といたしまして、1億939万9,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容といたしましては、職員手当といたしまして30万円、需要費といたしまして10万円、 役務費といたしまして42万9,000円、委託料といたしまして407万円、扶助費といたしまして1億450万円です。

歳入のところでもご説明しましたが、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し、令和5年度から令和6年度にかけて、課税世帯から非課税世帯になった世帯、所得割課税世帯から均等割のみ課税世帯になった世帯に1世帯当たり10万円、およびその受給を受けた世帯の子ども1人あたり5万円を給付するものでございます。

対象世帯は、非課税世帯で660世帯、均等割課税世帯で310世帯、18歳未満の子どもで150 人を想定しております。

こちらの数につきましては。令和6年度住民税が決定する前の見込みでございます。

根拠につきましては、令和元年度から令和5年度の平均値をもとに算出させていただいて おります。

以上でございます。

- 〇委員長(石井 旭君) 高根澤こども課長。
- **〇こども課長(高根澤 博巳君)** はい。説明 6 子育て応援事業につきましては、財源内訳 補正として、その他特定財源の寄付金企業版ふるさと応援に対する指定寄付金を 250 万円増 額し、繰入金『ふるさと応援基金繰入金』を同額減額するものでございます。

以上でございます。

- 〇委員長(石井 旭君) 太田健康増進課長。
- 〇健康増進課長(太田 由美江君) はい。その下 健康増進課所管でございます。

説明欄2 保健衛生事務費ですが、郵便料にかかる141万円及び負担金補助及び交付金に おいて495万6,000円の補正増をお願いいたします。

秋以降実施の新型コロナワクチンにかかる郵便料と、3月の委員会でもご説明いたしました、山王台病院における休日緊急診療業務再開にかかる小美玉市負担金です。

その下、説明欄1 予防接種事業ですが、郵便料にかかる8万8,000円、委託料の376万円ならびに扶助費の1万3,000円の補正増をお願いいたします。

郵便料 8 万8,000円は、令和 6 年度にて終了予定の緊急風しん抗体検査等事業費にかかる もので、先程歳入で説明いたしました、感染症予防等補助金 4 万4,000円を充当するもので ございます。

また、委託料376万円、扶助費の1万3,000円は、新型コロナワクチン予防接種にかかるものでございます。

健康増進課所管の補正は以上でございます。

- 〇委員長(石井 旭君) 田山教育企画課長。
- **〇教育企画課長(田山 智君)** はい。続きまして、12ページをお願いします。
  - 一番上説明欄2 小学校施設管理費について、1,256万2,000円の増額補正をお願いする ものです。

羽鳥小学校校舎増築工事に伴う補正となります。

実施設計委託料については、増築校舎面積増に伴い、1,423万4,000円の増額、工事監理 委託料は、2 ケ年の継続費による年割額調整により、44万円の増額、校舎改修工事は、2 ケ 年の継続費による年割額調整により、211万2,000円の減額補正となっております。

- 〇委員長(石井 旭君) 吉田教育指導課長。
- ○教育指導課長(吉田 桂子君) はい。続きまして、説明欄3 小学校情報教育関係経費で、 2,193万3,000円の補正増でございます。

内容としましては、学校で児童が使うタブレット端末の修理に関し、これまでは、修理台数に応じて修繕料を支払っておりましたが、タブレットの導入から3年を経過し、修理を要する台数が加速度的に増加していることから、端末補償付きの保守管理委託を契約することにより、修理台数が増えても、保守管理委託内で対応することで、修繕に要する費用を一定額に抑えるため、パソコン保守管理委託料を増額するものでございます。

続きまして、説明欄1 教育活動振興経費で90万円の補正増でございます。

内容としましては、学校教育に対する指定寄附金を財源活用し、小学校図書室用の図書購 入費を増額するものでございます。

以上です。

- 〇委員長(石井 旭君) 田山教育企画課長。
- ○教育企画課長(田山 智君) はい。説明欄2 中学校施設管理費について、214万5,000円の増額補正をお願いするものです。

4月17日に発生した事故に伴い、美野里中学校昇降口復旧工事として、214万5,000円を 計上するものです。

- 〇委員長(石井 旭君) 吉田教育指導課長。
- **〇教育指導課長(吉田 桂子君)** はい。続きまして 説明欄3 中学校情報教育関係経費で7 31万1,000円の補正増でございます。

内容としましては、小学校費と同様、中学校生徒用タブレット端末を保守管理委託することにより、修理台数増に対応出来るようにするため、パソコン保守管理委託料を増額するものでございます。

続きまして教育活動振興経費で20万円の補正増でございます。

13ページに移りまして、内容としましては、小学校費同様、学校教育に対する指定寄附金を活用し、中学校図書室用の図書購入費を増額するものでございます。

以上です。

〇委員長(石井 旭君) 大山生涯学習課長。

### 〇生涯学習課長(大山 伸一君)はい。続きまして、生涯学習課所管となります。

説明の欄2の社会教育総務事務費につきましては、総額で1億3,473万5,000円の補正減をお願いするものです。

科目増減額の内容としましては、14節の公民館等解体工事において、1億4,520万円の減額、こちらは、今年度に着手予定であった小川公民館解体工事について、国の都市構造再編集中支援事業補助金の内示額が要望額を下回ったことから、解体工事の実施を次年度に見送ったことによるものでございます。

また、歳入の補正予算でも説明しました公共施設整備基金繰入金 7,680万円の減額のうち 7,000万円について、本科目の財源として充当していたところでございます。

18節の行政区集会施設整備費補助金については、1,046万5,000円の増額、こちらは、下 吉影荒地 外11地区の地区集会施設の床張替工事や外壁の修繕工事をはじめ、エアコン設置 などへの補助金として増額するものでございます。

地区別の内訳としましては、下吉影荒地 77万8,000円、下吉影本田 77万8,000円、本田 町 55万2,000円、幡谷 54万8,000円、堅倉 216万8,000円、高田 170万7,000円、大宮 16万5,000円、北浦 145万8,000円、上合 17万4,000円、二本松 23万5,000円、江戸住宅 49万5,000円、伏沼 140万7,000円でございます。

このうち、再編交付金事業により建設した地区集会施設については、歳入の補正予算でも 説明しました行政区集会施設管理基金繰入金 227万7,000円を財源として充当しております。

また、財源内訳補正としまして、小川公民館解体工事に係る国庫補助の7,260万円の減額のほか、その他の財源 6,772万3,000円の減額は、公共施設整備基金繰入金 7,000万円の減額と行政区集会施設管理基金繰入金 227万7,000円の増額を相殺した額として、一般財源を558万8,000円増額するものでございます。

次に、説明の欄6の玉川地区学習等共用施設維持管理費につきましては、植栽維持管理委託料として 39万6,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容としましては、玉里学園後期課程の生徒の通学路でもある、玉川地区学習等供用施設 の道路側法面の松の木が枯れており、強風等により倒木の危険性があるため、同樹木の伐採 を行うものでございます。

次に、説明の欄3の小川図書館・資料館施設維持管理費につきましては、財源内訳補正と

して、国の都市構造再編集中支援事業補助金の内示額を踏まえた充当調整により、特定財源 を330万円減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

次に、説明の欄4のしみじみの家維持管理費につきましては、敷地借上料として 3万6,0 00円の補正増をお願いするものでございます。

増額の理由としましては、玉里地区の地籍調査の結果に伴い、地目及び面積が変更となったことによるものでございます。

生涯学習課所管は、以上でございます。

- 〇委員長(石井 旭君) 比気スポーツ推進課長。
- **〇スポーツ推進課長(比気 龍司君)**はい。続きまして、14ページをお願いいたします。

説明の欄、体育振興活動経費につきましては、財源内訳補正として、国補助金の地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託料を 281 万 1,000 円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

以上で、文教福祉常任委員会所管の令和6年度小美玉市一般会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(石井 旭君)ご苦労様でした。

以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

- 〇委員長(石井 旭君) 谷仲委員。
- ○13番(谷仲 和雄君)はい。では着座で失礼いたします。

まず、補正予算書10ページの保健衛生総務費、保健衛生事務費の石岡市緊急診療所運営費等負担金 495万6,000円、先程課長の方から説明がございましたが、令和6年今年の第一定の3月14日、文教福祉常任員会の保健衛生部健康増進課資料の方で、説明を受けております。

この説明の内容とですね、実際これから始めるにあたって、特に変更等はございませんか。

- 〇委員長(石井 旭君) 太田健康増進課長。
- ○健康増進課長(太田 由美江君) はい。谷仲委員のご質問にお答えいたします。

負担金の内容等についての変更はございません。

正式な名称が決まりまして、石岡地域休日緊急診療センターとなります。

今後はポスターも作成し、周知の方を進めて参りたいと考えております。

〇委員長(石井 旭君)谷仲委員。

以上です。

- ○13番(谷仲 和雄君)はい。診療体制等の変更という意味で、もう一度お尋ねいたします。
- 〇委員長(石井 旭君) 太田健康増進課長。
- ○健康増進課長(太田 由美江君) 失礼いたしました。

診療体制につきましては、3月に説明した通りでございます。

以上でございます。

- 〇委員長(石井 旭君)谷仲委員。
- ○13番(谷仲 和雄君)はい。ありがとうございます。

続きまして、13ページになりますが、こちらは、社会教育総務費、社会教育総務事務費の 減額1億3,473万5,000円のうち、公民館等解体工事の1億4,520万円の減額について、先程 課長さんの方から、その内容を説明いただきまして、それを踏まえましてですね、今年度解 体工事が、都市構造再編集中支援事業補助金の内示割れに伴い、次年度へ送るということで、 令和7年度の解体実施になるかと思います。

この国交省の補助金としては令和6年度から10年度の計画で進めていく旧小川小跡地周辺 地域再整備基本計画のスケジュール、枠組みで進めていくかと思いますが、そこのところで、 このスケジュール全体に遅れはないか、それだけちょっと確認をいたします。

- 〇委員長(石井 旭君) 大山生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(大山 伸一君)**はい。谷仲委員のご質問にお答えします。

委員ご承知の通り、都市構造再編集中支援事業につきましては、今年度より、令和10年度 までの5ヵ年計画で整備を進めております。今年度の解体工事は見送ったところですが、来 年度に解体工事と併せてその他の実施設計等を予定通り実施することにより、全体計画の中で大きな影響はないものと考えており、計画期間内で進めるよう取り組んで参りたいと考えております。

また、再整備を進める上で、まずは、既設の建物などを解体し、更地にしなければ先の整備を進めていくことができないと考えておりますので、次年度の補助金につきましては、小川公民館解体工事に優先的かつ重点的に充当するという考えでございます。

以上です。

- 〇委員長(石井 旭君)谷仲委員。
- ○13番(谷仲 和雄君)はい。ありがとうございます。

それと、ページは戻りますが、12ページの小学校施設管理費の小学校と中学校の情報教育 関係経費のパソコン保守管理委託料の件につきまして、先程説明の方で、内容の方は承知い たしました。

そうすると理解として、導入に3年経過をして、個別の修理よりも、保守管理委託の方が、 コスト面というところで、抑えられるという理解でよろしいかどうかそれだけ確認をさせて いただきます。

- 〇委員長(石井 旭君) 吉田教育指導課長。
- ○教育指導課長(吉田 桂子君)はい。まず、今年の当初予算で、修繕料がいくらかといいますと、1,386万円ということになっております。

400台の故障台数を想定した金額となっております。

近年どのように故障台数が増加しているかと経過をご説明させていただきますと、令和3年度に導入したときは56台、次の令和4年度は216台、令和5年度は450台となっております。

今年度につきましては、4月から5月の時点で138台となっております。

今後、夏休み以降飛躍的に修理の台数が増加することも考えられております。

その中で、昨年度の修繕料は平均としまして、4万6,000円ですが、こちらは636台で、2,925万6,000円になります。

今回の補正での要求額としましては、2,924万3,760円になりますので、先程お話した636 台は、おそらく超えるだろうという見込みで、契約への移行をお願いしているところでござ います。

以上です。

- 〇委員長(石井 旭君)谷仲委員。
- ○13番(谷仲 和雄君)はい。タブレット児童生徒に1台配布というのは、GIGAスクール構想で国から支給となりましたが、維持補修は、市でやってくださいという性質のものなので、今後3年経過年数が過ぎていくとやはりどうしても故障とか修理の台数が増えていきますので、賢明な選択だと思います。

以上でございます。

ありがとうございます。

- ○委員長(石井 旭君) ほかに質疑はございませんか。
- 〇委員長(石井 旭君) 鈴木委員。
- **○10番(鈴木 俊一君)** はい。13ページの行政区集会施設整備費補助金のところで、堅倉で 216万8,000円という説明がありましたが、詳細な内容をお願いします。
- 〇委員長(石井 旭君) 大山生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(大山 伸一君)**はい。堅倉地区の補助金につきましては、玄関先の修繕や床、 クロスの張替えとなっております。

以上です。

- 〇委員長(石井 旭君) 鈴木委員。
- ○10番(鈴木 俊一君)はい。宜しくお願いします。
- ○委員長(石井 旭君) ほかに質疑はございませんか。
- 〇委員長(石井 旭君) 島田副委員長。
- **○副委員長(島田 清一郎君)**はい。8ページになりますが、学校教育に対する指定寄附金として、100万円ほどいただいておりますが、この使い道というのは、教育費の中で、そのまま使用するのか何か使用目的があればお聞かせください。
- 〇委員長(石井 旭君) 吉田教育指導課長。
- 〇教育指導課長(吉田 桂子君)はい。学校図書室用の図書購入費の方で、小学校費及び中学

校費で補正増をお願いしているところでございますので、そちらで整備したいと考えております。

以上です。

- 〇委員長(石井 旭君) 島田副委員長。
- ○副委員長(島田 清一郎君)はい。図書費ということで、よろしいですか。
- 〇委員長(石井 旭君) 吉田教育指導課長。
- 〇教育指導課長(吉田 桂子君)はい。
- 〇委員長(石井 旭君) 島田副委員長。
- **○副委員長(島田 清一郎君)** それともう1点ですが、13ページの行政区集会施設整備費補助金ですが、1,046万5,000円ですが、これはなぜ当初予算の範囲ではなく、今回の補正なのでしょうか。
- 〇委員長(石井 旭君) 大山生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(大山 伸一君)**はい。当初予算につきましては、借地料の補助のみが計上されております。

この行政区集会施設整備費補助金につきましては、これまでも地区要望に応じて補正予算 にて対応していたところでございます。

突発的に発生する修繕など、今後の修繕がどれだけ見込まれるかというものが地区では分からないところもありますので、そこは、財政課との協議の中で、補正対応していくという形になっております。

以上です。

- 〇委員長(石井 旭君) 島田副委員長。
- **○副委員長(島田 清一郎君)** はい。こういう公民館等の整備というのは、1年で各施設の方から整備計画というか区等からの要望書が出て、それを取りまとめて新年度予算に計上というかたちだと思いますがどうでしょうか。
- 〇委員長(石井 旭君) 大山生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(大山 伸一君)**はい。地区におきましても、やはりその修繕が見込めるもの と見込めないものがあるとは思いますので、その辺はこれから検討してみたいと思います。
- 〇委員長(石井 旭君) 島田副委員長。
- ○副委員長(島田 清一郎君)よろしくお願いします。
- ○委員長(石井 旭君) ほかに質疑はございませんか。

それでは、私の方から2点お願いします。

1点目は、12ページの中学校施設管理費 美野里中学校昇降口復旧工事で214万5,000円だと思います。

香取議員の質疑関係で、私も内容がよく分からなかったですが、4月11日に事故があった と思いますが、今回補正が提出されて、かなり期間が経ちましたが、その昇降口等は、今ま でどのように使用していたのかと保険で警察の話があったと思いますが、保険に加入してい れば、警察は関係ないと思います。

物損事故でもありますので、当事者が保険に加入していなくて遅れているのかその辺の対応として、よく分からないので、通常であれば、次の日或いは1週間以内で保険会社が動くと思いますが、私もお世話になった保険会社に昨日確認しましたが、タイムラグがありすぎて考えられないと言っていました。また、一般財源で復旧するということですが、相手がいるわけですからそこがどのようになっているのかお聞きします。

### 〇委員長(石井 旭君) 田山教育企画課長。

○教育企画課長(田山 智君)はい。事故から約2ヵ月程度経過しておりますが、事故当日は、現在、美野里中学校では、エイブルコーポレーションが体育館の改修工事を請け負っている 関係もあり対応していただき、表面と裏面をベニア板で張り付けまして、昇降口の約半分を 塞ぐ形を現在取っております。

また、修理をする際の見積書の作成をエイブルコーポレーションに依頼しまして、アルミ製の玄関の昇降口となっており、規格品ではなく、製作期間が約2ヵ月程度必要というようなことで、見積書の依頼をいたしました。

先程委員長からもあった通り、その後保険業者から、学校に連絡がありまして、その後に 教育企画課に連絡があり、何度かやりとりをさせていただいてはおりますが、警察の方から の事故処理が完了していないため、物件事故報告書が入手できないということから、保険へ の対応については、まだお答えできないというような回答となっております。

当事者は、保険に加入はしており、協議をしているところですが、物件事故報告書を入手 した後に、協議となりますが、議案質疑の方で、植田教育部長が答弁した通り、保険で対応 していけるように協議してまいります。

まずは、市の予算での復旧と考えておりますが、その全額保険で対応できればというふうに考えております。

○委員長(石井 旭君) ありがとうございます。

安心しました。

大分時間が空いたというのが、保護者が生徒を送った時の話なので、その生徒がいじめの対象ではないが、それが原因で何かあってからでは困ると思い心配でした。

ただ、保険ですが、万が一飲酒運転であっても警察が介入しないんで、特にこの物損であれば関わりませんので、飲酒とかそういうこともありませんし、保険業者はすぐに動くと思いますが、動いていない事に対して、私は疑問に思いますが、その辺はどうでしょうか。

- 〇委員長(石井 旭君) 田山教育企画課長。
- ○教育企画課長(田山 智君)はい。保険業者の話ですと、あくまでも事故処理が終了してから物件事故報告書が入手できた後に、保険対応額についてお答えするということを聞いております。

1回の確認ではなく、複数回にわたり確認しておりますので、その後の対応はできていない状況ですが、今後、迅速に対応していけるように考えております。

○委員長(石井 旭君) ありがとうございます。

よろしくお願いします。

もう1点ですが、13ページになります。

先程の谷仲委員の方と話しが被るかもしれませんが、小川公民館の解体工事等が遅れることにより、小学校周辺の事業を立ち上げて進めていく中で、小学校、幼稚園の解体工事、それとこの小川公民館を解体して、新たなものが建てられたり駐車場になったり公園だったりするのかなとは思っています。

しかし、解体が1年遅れたことによって、消防機庫の位置が変わるというような話を私も 耳にしていますが、地元の方でも心配しております。

この消防機庫の位置が変わると、やはり出動に影響を及ぼすと思います。

素鵞神社の下は通っていけるように設計されたかと思いますが、その位置とかは変わらないでできるのか、今後この1年遅れたことによって3つの場所が変わって補助をもらっても違うと思いますが、スムーズに最初の計画通りにいくのかちょっと聞きたいと思います。

- 〇委員長(石井 旭君) 大山生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(大山 伸一君)**はい。まず、消防機庫の位置につきましては、現在のところ 小川小学校側で都市整備課の方で進めておりまして、生涯学習課所管の図書館側ではなくな った認識をしております。

その辺、全体的な計画につきましては、都市整備の方で進めていることなので、我々の方

でもまだ把握していないところがあります。

改めて都市整備課に確認してからお答えしたいと思います。

- 〇委員長(石井 旭君) 植田教育部長。
- ○教育部長(植田 賢一君)はい。消防機庫に関しましては、旧小川小跡地周辺地域再整備基本計画の方では、幼稚園側の方に予定をされておりました。

しかしながら、その消防本部の方から、計画面積がその敷地では足りないというお話がございまして、現在、小川小側の方に移転するような形で、計画をしているという状況がありまして、そのような変更になっているということをご理解いただきたいと思っております。

〇委員長(石井 旭君) すみません。

幼稚園がある方に計画されたと思いますが、私有地も関与していたり、やはりその辺が難 しいということですかね。

わかりました。

なかなか3つも施設がある中で実施するので、難しいと思いますが、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(石井 旭君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第48号 令和6年度小美玉市一般会計補正予算(第2号)について採決をいたします。 お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

**〇委員長(石井 旭君)** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号 工事請負契約の締結について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

田山教育企画課長。

**〇教育企画課長(田山 智君)** はい。議案第50号 工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

提案理由ですが、旧小川小学校解体工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法及び 市条例の規定に基づき、提出するものとなっております。

契約の目的は、旧小川小学校解体工事となります。

契約金額は、2億480万9,000円、契約の相手方は、小美玉市栗又四ケ2380番地7、株式 会社 ツカヤ 代表取締役 磯邊洋子です。

契約の方法は、一般競争入札により実施されております。

次のページになります。

工事名は、旧小川小学校解体工事です。

工事の内容は、鉄筋コンクリート3階建校舎解体、延べ面積3,473㎡、鉄骨造2階建体育館解体延べ面積719㎡その他建築物解体、100.6㎡、遊具撤去一式、樹木伐採一式となっています。

工期は、議会議決日の翌日から令和7年2月7日までとしております。

入札参加業者は、記載のとおり6社による入札となっております。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(石井 旭君) 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

- 〇委員長(石井 旭君) 谷仲委員。
- ○13番(谷仲 和雄君) はい。よろしくお願いします。

こちらの資料の工事内容ですね、校舎解体、体育館解体、その他建築物解体、遊具撤去一 式、樹木伐採一式、このように書かれております。

それでこのですね、その他建物、これは多分石碑等の構造物が入るかどうかも含めて、あ と樹木伐採一式の部分ですね、この中で樹木で言うと昔は昇降口の前に、五葉松とか石碑と かがあるかと思います。

質問の詳細としましては、旧小川小跡地周辺地域再整備基本計画の全体配置案において、

木陰のあるウォーキングコースですとか、木陰のある公園、そのように読み取れるイメージ で書かれておりますが、これについては、今後の実施設計の中で具体化されていくと思われ ます。

その前にですね、この解体工事の内容について、職員昇降口前の五葉松とか石碑他にも石碑が何本かありますが、あと、校内付近ですね、これソメイヨシノの取り扱いですが、これは、小川小と橘小の小川南小統合準備委員会での中ですとか、あと旧小川小跡地周辺地域再整備基本計画策定時の説明会とかで、ちょっとこういうお話が出ていると思いますので、その点は後で確認していただきながら進めていただきたいと思いますので、その点をどのように解体工事の中で取り扱いとなっているか確認したいと思います。

お願いします。

- 〇委員長(石井 旭君) 田山教育企画課長。
- **〇教育企画課長(田山 智君)**はい。まずは、石碑等につきまして、谷仲委員のおっしゃる通り松の木のところに、稽医館の碑がございます。

こちらにつきましては、移設をして解体時には養生しておくようなことを想定しております。

それ以外の石碑につきましては、担当課である都市整備課と協議をして、残す必要がある というものは、移設して残すというような形をとりたいと思います。

また、樹木伐採一式につきましては、旧小川小学校敷地内の樹木、大小合わせて220本程度の伐採を見込んでおります。

また、その他建築物解体に石碑等は含まれておりません。

説明は以上です。

- 〇委員長(石井 旭君) 谷仲委員。
- ○13番(谷仲 和雄君) はい。ありがとうございます。

この旧小川小跡地周辺地域再整備基本計画のコンセプトというのが、鎌倉時代中期からの小川城跡地変遷の話からですが、これを話すとちょっと長くなりますので、私が一般質問のときにお話ししたところで、お城の変遷から水戸藩の御殿、そして稽医館、また弘道館の分校の小川郷校から小川小学校、その幕末にはその天狗党ですね、水戸天狗党の件で棚倉藩からの襲撃を受けたとかそういう歴史変遷を辿ってきて、その地域は、その小川地区のレガシーを継承していこうというところがコンセプトにありますので、こういう石碑とかの扱いはよく文化財資料等々含めて、調査や確認をしていただいたうえでご判断をいただきたい。

そのことをお願いいたします。

あと1点さっきの答弁で五葉松の方はどうなりますか。

- 〇委員長(石井 旭君) 田山教育企画課長。
- ○教育企画課長(田山 智君) はい。入り口付近にあります松の木ですが、現在は樹木が単体で自立できていない為、伐採を考えております。
- 〇委員長(石井 旭君) 谷仲委員。
- ○13番(谷仲 和雄君) はい。そのような理由であるということ。

その理由については、周辺地域の皆様にきちんと説明できるような形で宜しくお願いいた します。

はい。以上でございます。

○委員長(石井 旭君) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(石井 旭君) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

**〇委員長(石井 旭君)** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第50号 工事請負契約の締結について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(石井 旭君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第51号 工事請負契約の締結について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

田山教育企画課長。

**〇教育企画課長(田山 智君)** はい。議案第51号工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

提案理由ですが、旧玉里北小学校解体工事の請負契約を締結するにあたり、地方自治法 及び市条例の規定に基づき、提出するものです。 契約の目的は、旧玉里北小学校解体工事となります。

契約金額は、1億5,114万円、契約の相手方は、小美玉市栗又四ケ2380番地7、株式会社 ツカヤ 代表取締役 磯邊 洋子 です。

契約の方法は、一般競争入札です。

次のページになります。

工事名は、旧玉里北小学校解体工事です。

工事の内容、鉄筋コンクリート3階建校舎解体、延べ面積2,279㎡、鉄筋コンクリート+ 鉄骨造2階建体育館解体、延べ面積837㎡、その他建築物解体、148.6㎡、遊具撤去一式、 樹木伐採一式となっています。

工期は、議会議決日の翌日から令和6年12月12日までとしています。

入札参加業者は、記載のとおり9社による入札が行われました。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

**〇委員長(石井 旭君)** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

- 〇委員長(石井 旭君) 島田副委員長。
- ○副委員長(島田 清一郎君) はい。文教福祉所管ではないかもしれませんが、同じツカヤさんが2つ取っているのですが、取るのは適正に取っていると思いますが、もしツカヤさんが途中で何かあったときに両方の工事が取りやめ又は中止になるようなことを考えますと、別の業者が落札するという考え方はあるのかお聞かせ願えればと思います。
- 〇委員長(石井 旭君) 植田教育部長。
- ○教育部長(植田 賢一君) はい。今回議案としては同一業者になっており、ちょっと大丈夫かという懸念もあると思いますが、技術者の配置の条件では、それぞれに専任技術者が選任されております。

また、事業者の方でも、取ったからには請負うというのが、責任的にももちろんの話になりますので、こちらとしては条件的にも問題はないということで理解をしている部分がございます。

今回同一業者が2件ということで、心配されるかもしれないですが、それぞれに技術者の 方は、別々にちゃんと専任で出ていますので、条件的にも問題はないのかなというふうに考 えております。 以上です。

- 〇委員長(石井 旭君) 島田副委員長。
- 〇副委員長(島田 清一郎君) はい。
- ○委員長(石井 旭君) 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(石井 旭君) ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(石井 旭君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第51号 工事請負契約の締結について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(石井 旭君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第54号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について議題といたします。 執行部より説明を求めます。

石井医療保険課長。

**○医療保険課長(石井 博君)** それでは、議案第54号 茨城県後期高齢者医療広域連合規 約の変更についてご説明いたします。

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、所要の改正を行うことに伴い、関係市町村との協議を行うため、この案を提出するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表の左側が変更後、右側が変更前となっており、それぞれ下線部が訂正箇所となります。

まず、第11条第3項でございます。

正副広域連合長と広域連合議員との兼職禁止規定につきましては、同規約第7条第2項、 並びに第12条第1項及び第4項の規定により兼職が不可能となっておりますので、内容が 重複する条文を削除するものです。

次に、別表第1でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、同法の施行日以降は現行の被保険者証が発行されなくなることに伴いまして、別表第1第2号及び第3号中の「被保険者証及び資格証明書」を、「資格確認書等」に改めるものです。

最後に、別表第2でございます。

関係市町村の共通経費負担金の算出に必要な事務作業時間を確保するため、備考に規定されております負担金の算出に用いる人口及び高齢者人口の算定基準日を、前年度の「3月31日」から「1月1日」に変更するものです。

議案第54号の説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(石井 旭君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(石井 旭君) ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(石井 旭君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第54号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について採決いたします。 お諮りいたします。 本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

- ○委員長(石井 旭君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上で本日、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。 執行部からその他ありますか。
- 〇委員長(石井 旭君) 石井医療保険課長。
- **○医療保険課長(石井 博君) はい**。それでは、マイナンバーカードと健康保険証の一体化 についてご説明いたします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化につきましては、本市と密接に関わる事業でございます。

本日、お時間をいただき事業の概要についてご説明させていただきます。

さて、マイナンバーカード保険証につきましては、すでに多くの医療機関及び薬局において利用し、保険診療を受けることが可能となっております。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が、令和6年12月2日に施行されます。

施行日以降は現行の健康保険証を新たに発行することができなくなります。

これにより、マイナンバーカードと健康保険証の一体化が推進されることとなります。

ここで、資料の1番目、資格確認書についてご説明いたします。

改正法の施行後において、マイナンバーカードを保有していない方や、マイナンバーカードを保有していても健康保険証としての利用登録がされていない方などに対しては、現行の 健康保険証の代わりとなる資格確認書を交付します。

また、マイナンバーカードを紛失した方についても同様に資格確認書を交付します。

これにより、マイナンバーカード保険証を保有していない方などについても、資格確認書を提示することにより、これまでと同様に医療機関などで保険診療を受けることができます。

続きまして、資料の2番目、発行済の健康保険証の有効期限についてご説明いたします。 改正法の施行日の前日である令和6年12月1日までに発行された健康保険証で、有効期限 が1年以下のものにつきましては、引き続き有効期限が到達するまで利用することができます。

また、有効期限が1年を超える健康保険証や、被用者保険など有効期限の設定がない健康 保険証につきましては、改正法の施行日から最長1年間、利用することができます。

なお、国民健康保険及び後期高齢者医療保険につきまして、一斉更新で本年7月上旬に発送予定の健康保険証の有効期限は、最長で令和7年7月31日です。

続きまして、資料の3番目、マイナンバーカード保険証利用のメリットについてご説明いたします。

1つ目は、医療費のうち初診料を20円節約できます。

自己負担額につきましては、3割負担の場合、6円の節約となります。

2つ目としまして、診察受付時に医療機関への情報提供を同意することにより、過去の薬 剤に関する情報や、健康診断の結果などの情報を治療に役立てることができます。

これにより、より良い医療を受けることができます。

3つ目としまして、手続きなしで高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

あらかじめ限度額適用認定証などを提示する必要がなくなります。

最後に、資料の4番目、マイナンバーカード保険証利用のデメリットについてご説明いた します。

1つ目は、マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限が切れると、保険証としての利用ができなくなります。

マイナンバーカードの有効期限は10年、電子証明書の有効期限は5年です。

それぞれの有効期限が到達するまでに、更新手続きを行う必要があります。

2つ目としまして、マイナンバーカードを紛失した場合、再発行に時間を要する点が挙げられます。

再発行の申請から交付までに、およそ1か月程度の時間がかかります。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化についての説明は以上でございます。

本制度にご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ○委員長(石井 旭君) ありがとうございました。
  これについて何かお聞きしたいことはありますか。
- 〇委員長(石井 旭君) 鈴木委員。
- **〇10番(鈴木 俊一君)** はい。今聞いたところ、再発行に1ヵ月かかるとなるとその間に 紛失した人が病院に行くことができなくなると思いますがどうでしょうか。
- 〇委員長(石井 旭君) 石井医療保険課長。
- ○医療保険課長(石井 博君) ただいまのご質問についてお答えいたします。 マイナンバーカード保険証を紛失された場合、資格確認書を交付申請していただければ、 即時に発行できますので、そちらをご利用いただければと思います。 よろしくお願いします。
- 〇委員長(石井 旭君) 鈴木委員。
- **○10番(鈴木 俊一君)** はい。土日はできないとしてもその場で発行してもらえるということで、病院には診療できるということですね。
- 〇委員長(石井 旭君) 石井医療保険課長。
- ○医療保険課長(石井 博君)はい。鈴木委員のおっしゃる通りでございます。
- 〇委員長(石井 旭君) 鈴木委員。
- ○10番(鈴木 俊一君) はい。私も確認不足ですが、アプリ等でマイナンバーカードができるような話もあるようですが、もしご存知でしたらお聞かせ願います。
- 〇委員長(石井 旭君) 石井医療保険課長。
- **○医療保険課長(石井 博君)**はい。先程の質問にお答えいたします。

紐づけ登録につきましては、アプリ経由で登録ができるというふうには認識をしております。

- 〇10番(鈴木俊一君) 以上です。
- 〇委員長(石井 旭君) 谷仲委員。
- ○13番(谷仲 和雄君) はい。まず始めに、マイナンバーカードとマイナンバーカード保 険証の違いを説明してください。
- 〇委員長(石井 旭君) 石井医療保険課長。
- ○医療保険課長(石井 博君)はい。谷仲委員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードにつきましては、ご承知の通りカード式の身分証明書的な意味合いの ものでございます。

その中に保険証の利用登録という手続きをされたものが、マイナンバーカード保険証とい うものでございます。

物理的には同じものでございます。

- 〇委員長(石井 旭君) 谷仲委員。
- ○13番(谷仲 和雄君) はい。そうするとマイナンバーカードからマイナンバー保険証に変える手続き等が必要になってくるかと思いますが、それは必要ありますか。

手続き等、もしあればちょっとどういうふうに進めていくかというのをお聞かせ下さい。

- 〇委員長(石井 旭君) 石井医療保険課長。
- **○医療保険課長(石井 博君)**はい。マイナンバーカード保険証につきましては、マイナンバーカードにデータを上書きするようなイメージでございます。

保険証の利用登録を市民課窓口などで手続きをしていただければ、そのマイナンバーカードが保険証として利用できるようになります。

以上でございます。

- 〇委員長(石井 旭君) 谷仲委員。
- **〇13番(谷仲 和雄君)** はい。そうすると、市民課の方に手続きに行く必要があるという ことでよろしいでしょうか。
- 〇委員長(石井 旭君) 石井医療保険課長。
- **○医療保険課長(石井 博君)**はい。市民課の窓口に出向いていただくのは方法の一つでございまして、アプリでの登録も可能でございます。

以上です。

- 〇委員長(石井 旭君) 谷仲委員。
- **〇13番(谷仲 和雄君)** はい。そうしますと申請に直接本人が行ける場合はそれで対応できるかなと思います。

例えば本人がどうしても体の具合が悪いとか、ちょっと自分では窓口に行けないとかという場合は、どのような対応をするかお聞かせください。

- 〇委員長(石井 旭君) 大原保健衛生部長。
- **〇保険衛生部長(大原 光浩君**)はい。マイナンバーカードの登録に関しましては、医療保険 課ですが市民課にて手続きという形になりますので、詳細につきましては市民課の方になっ

てしまうということで、回答とさせていただきます。

- 〇委員長(石井 旭君) 谷仲委員。
- **○13番(谷仲 和雄君)** はい。今回の質問は、お互いの情報共有しながらの説明というわけにはいかないですか。
- 〇委員長(石井 旭君) 大原保健衛生部長。
- **〇保険衛生部長(大原 光浩君)**はい。この保険証との紐づけやマイナンバーの手続きに関しましても、やり方というものがチラシでありますので、それを後程ご覧いただけるようにお配りさせていただきます。
- 〇委員長(石井 旭君) 谷仲委員。
- **〇13番(谷仲 和雄君)** はい。そうしますとマイナンバーカード、例えばこれ代理の申請 が必要ですよという方がいらっしゃるかもしれません。

そうした中で、そこのところの説明ですよね、それは、市民課の方と連絡取り合いながら、 これ、市民の側から見ると担当課がどこであろうとこれ関係ないんですよ。

そこら辺のところですよね。ちゃんとやらないと、親切な説明とは言えないと思います。 これは要望でございます。

よろしくお願いします。

○委員長(石井 旭君) よろしいですか。

資料の方も配布するということなので、これ議員もね、勉強しながら市民から聞かれる方も多いと思いますのでよろしくお願いします。

その他ございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長(石井 旭君)ないようですので、この後は、議会案件ですので、執行部におかれましては散会としたいと思いますが、委員の皆さんよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

**〇委員長(石井 旭君)** それでは、ここで執行部におかれましては散会といたします。 お疲れ様でした。

 $-- \diamond -$ 

- ○委員長(石井 旭君)次に今年度の視察研修についてでございますが、受け入れ先の都合も 考慮し、10月中で2日間、北陸地方を予定したいと考えておりますが、現時点で委員の皆さ んで、都合が悪い日時がありましたらお願いいたします。
- 〇委員長(石井 旭君) 谷仲委員。
- **〇13番(谷仲 和雄君)** 視察の内容というのは多分、相手先の都合もあるかと思うんですが、 何で北陸地方ですか。

それだけ説明していただけますか。

- ○委員長(石井 旭君)特に福祉関係がちょっと優れていたので、私がちょっと調べました。 それで、その近くでもう一カ所視察できるところがいいなと思いまして、調べたところで ここになったわけです。
- 〇委員長(石井 旭君) 谷仲委員。
- ○13番(谷仲 和雄君) すみません。ちょっと言葉が聞き取りづらくて申し訳ありませんが、 どちらの市ですか。
- ○委員長(石井 旭君)現在、石川県加賀市と調整中です。
- 〇委員長(石井 旭君) 谷仲委員。
- ○13番(谷仲 和雄君)はい。わかりました。
- **〇委員長(石井 旭君)**よろしいですか。あと詳細につきましては、私と副委員長に一任していただいてもよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ声あり]

○委員長(石井 旭君)ありがとうございます。

今後、詳細等が決まり次第お知らせいたしますが、都合により欠席する場合などは、随時、 事務局へ報告をお願いいたします。

視察研修については以上で終わります。

それでは、本日の審議及び協議は全て終了いたしました。

副委員長にお願いいたします。

### ◎閉会の宣告

**○副委員長(島田 清一郎君)** 以上をもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

午前11時44分 閉会